

議案第 126 号

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

病床数の内訳並びに差額室料の単位及び金額を変更するための改正

飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び
飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直
営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条
例

(飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例
第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「54床」を「60床」に、「27床」を「21床」に改める。

(飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並
びに手数料条例の一部改正)

第2条 飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料
並びに手数料条例（平成20年飛驒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表2 その他の表中

「

| | |
|----------|--------|
| 一般病床 | 1日につき |
| B室（1人部屋） | 3,300円 |
| C室（1人部屋） | 2,640円 |
| D室（2人部屋） | 1,760円 |
| 療養病床 | 1日につき |
| A室（1人部屋） | 2,200円 |
| B室（1人部屋） | 1,650円 |

」を

「

| | |
|----------|--------|
| 一般病床 | 1日につき |
| A室（1人部屋） | 3,300円 |
| B室（1人部屋） | 4,400円 |

| | |
|----------|--------|
| C室（1人部屋） | 5,500円 |
|----------|--------|

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(第1条) 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | | | | 改正案 | | | |
|---|------------------------|--|----------------------|---|------------------------|--|----------------------|
| 第1条 略 (経営の基本及び施設の名称等) | | | | 第1条 略 (経営の基本及び施設の名称等) | | | |
| 第2条 略 2 病院事業を行う施設の名称、位置、診療科目等及び病床数等は、次のとおりとする。 | | | | 第2条 略 2 病院事業を行う施設の名称、位置、診療科目等及び病床数等は、次のとおりとする。 | | | |
| 名称 | 位置 | 診療科目等 | 病床数等 | 名称 | 位置 | 診療科目等 | 病床数等 |
| 国民健康保 険飛騨市民 病院 | 飛騨市神岡 町東町 725 番地 | (1) 内科 (2) 呼吸器内科 (3) 循環器内科 (4) 腎臓内科 (5) 糖尿病内科 (6) 外科 (7) 心臓血管外科 (8) 整形外科 (9) 脳神経外科 (10) 小児科 (11) 皮膚科 (12) 泌尿器科 (13) 婦人科 (14) 眼科 (15) 耳鼻いんこう科 | 一般病床 54床 療養病床 27床 | 国民健康保 険飛騨市民 病院 | 飛騨市神岡 町東町 725 番地 | (1) 内科 (2) 呼吸器内科 (3) 循環器内科 (4) 腎臓内科 (5) 糖尿病内科 (6) 外科 (7) 心臓血管外科 (8) 整形外科 (9) 脳神経外科 (10) 小児科 (11) 皮膚科 (12) 泌尿器科 (13) 婦人科 (14) 眼科 (15) 耳鼻いんこう科 | 一般病床 60床 療養病床 21床 |
| 介護医療院たかはらの項 略 | | | | 介護医療院たかはらの項 略 | | | |
| 以下 略 | | | | 以下 略 | | | |

(第2条) 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の

使用料並びに手数料条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 | | | | | | | | |
|---|--|--------|--------------|--|---|----|--------|--------------|--|
| <p>本則・附則 略 別表（第2条関係） 1 文書科の表 略 2 その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位及び金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差額室料（飛騨市民病院）</td><td> <u>一般病床 1日につき</u> <u>B室（1人部屋） 3,300円</u> <u>C室（1人部屋） 2,640円</u> <u>D室（2人部屋） 1,760円</u> <u>療養病床 1日につき</u> <u>A室（1人部屋） 2,200円</u> <u>B室（1人部屋） 1,650円</u> </td></tr> </tbody> </table> <p>死体検案料の項～ペアレントトレーニング料（飛騨市こどものこころクリニック）の項 略</p> <p>以下 略</p> | 区分 | 単位及び金額 | 差額室料（飛騨市民病院） | <u>一般病床 1日につき</u> <u>B室（1人部屋） 3,300円</u> <u>C室（1人部屋） 2,640円</u> <u>D室（2人部屋） 1,760円</u> <u>療養病床 1日につき</u> <u>A室（1人部屋） 2,200円</u> <u>B室（1人部屋） 1,650円</u> | <p>本則・附則 略 別表（第2条関係） 1 文書科の表 略 2 その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位及び金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>差額室料（飛騨市民病院）</td><td> <u>一般病床 1日につき</u> <u>A室（1人部屋） 3,300円</u> <u>B室（1人部屋） 4,400円</u> <u>C室（1人部屋） 5,500円</u> <hr/> <hr/> <hr/> </td></tr> </tbody> </table> <p>死体検案料の項～ペアレントトレーニング料（飛騨市こどものこころクリニック）の項 略</p> <p>以下 略</p> | 区分 | 単位及び金額 | 差額室料（飛騨市民病院） | <u>一般病床 1日につき</u> <u>A室（1人部屋） 3,300円</u> <u>B室（1人部屋） 4,400円</u> <u>C室（1人部屋） 5,500円</u> <hr/> <hr/> <hr/> |
| 区分 | 単位及び金額 | | | | | | | | |
| 差額室料（飛騨市民病院） | <u>一般病床 1日につき</u> <u>B室（1人部屋） 3,300円</u> <u>C室（1人部屋） 2,640円</u> <u>D室（2人部屋） 1,760円</u> <u>療養病床 1日につき</u> <u>A室（1人部屋） 2,200円</u> <u>B室（1人部屋） 1,650円</u> | | | | | | | | |
| 区分 | 単位及び金額 | | | | | | | | |
| 差額室料（飛騨市民病院） | <u>一般病床 1日につき</u> <u>A室（1人部屋） 3,300円</u> <u>B室（1人部屋） 4,400円</u> <u>C室（1人部屋） 5,500円</u> <hr/> <hr/> <hr/> | | | | | | | | |

条例関係議案要旨

| | |
|--------------------|---|
| 議 案 名 | 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について |
| 担 当 部 | 病院事務局 |
| 提 案 理 由 | 病床数の内訳並びに差額室料の単位及び金額を変更するための改正 |
| 制 定 改 廃 の 根 拠 等 | 市独自の改正 |
| 条 例 の 概 要 | <p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>看護師数の不足により夜勤ができる看護師の調整に苦慮しており、2病棟体制を維持することが困難となってきている。また、診療報酬改定に伴い療養病棟の受入れ対象入院患者が厳格化されたことで、療養病床であるⅡ病棟の入院患者が激減しているため病床数を再編するもの。併せて、室面積や設備の実態を考慮し、一般病床の差額室料を見直すもの。</p> <p>(第1条及び第2条関係)</p> |
| 市民への 影 響 等 | 病床稼働状況から市民に不利益な影響は想定されない。 |
| 施 行 日 | 令和8年1月1日 |
| 備 考 | |